

## 第 5 回産業統計部会結果概要（案）

- 1 日 時 平成 20 年 3 月 17 日（月）10：00～12：10
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、川本専門委員、西郷専門委員、高田専門委員、橋本専門委員、三輪専門委員  
審議協力者（内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行）  
調査実施者（山根サービス統計室長ほか 3 名）  
事務局（犬伏統計審査官ほか 2 名）
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

## 5 審議の概要

前回部会での委員意見等を踏まえて部会長が作成した論点メモに従い、個々の論点ごとに、調査実施者からの論点に対する考え方及びその論点に関連する前回部会での委員意見等に対する考え方についての説明を踏まえ、順に審議が行われた。

審議における委員・専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## 「1 本調査の目的・役割」について

詳細に構造を明らかにする調査を全数で毎年行うのは、統計資源の有限性からみて不適切。28 業種を全都道府県・全数で毎年調査するのは統計のリソースから見ても非現実的であり、平成 17 年調査までのように、主要な業種を整理し、何年か周期でローテーション調査化を図ることにより、各業種を明確に捕捉する方法も考えられる。仮に、すべての業種が毎年必要であれば標本調査化を図るか、大規模な事業所を対象とした裾切り調査とする方法も考えられる。

これに対し、調査実施者からは、情報通信など改廃が激しい状況となっているため、可能な限り、毎年調査を行うことが構造を把握する上で望ましいと考えているが、調査資源の観点から効率化を図る必要性についても認識しており、平成 21 年調査に向け、層別を考慮した標本設計を行うよう検討したいとの回答があった。

毎年調査を実施する理由として、周期化を図ることにより記入漏れや回収率の低下の懸念があり、毎年調査を行うことでより有効な情報が得られるということもあるほか、昨今、インターネットを活用し継続して調査協力している事業所が増えている現状もあることを考慮すると、毎年調査する方がコストが安く済む側面もあるのではないかと。

平成 22 年及び 23 年の本調査の在り方に係る質問があり、調査実施者からは、22 年の本調査は 23 年経済センサスの中で捕捉するが、23 年の本調査は、経済センサスとの調査実施時期の調整を図りつつ、実施する方向で今後検討したい旨の

発言があった。

行政施策上の必要性をどこまで強調するかは統計調査により異なると考えるが、個別の施策よりも、この行政が国民経済にどれくらいの意義があるかを説明し、外からの評価に資する資料提供を行うことが行政施策上のニーズの最たるものとする。施策への活用面から個別施策が色々と挙げられているが、各施策において、このデータがないと出来ないもの、このデータがないために、どのような面で支障が生じ、データがあることでどのように大きく改善が図られるのかという施策との関係を明確に説明して欲しい。

調査実施者は政策部局からの要請を吟味し、統計調査として情報収集するものであり、そのデータをどのように施策に活用しているかは政策原課において明らかにすべきものとする。これまで施策の企画・立案を行う際に、どのようなエビデンスに基づいて行ったかを明確にしないままとなっている経緯があり、今後、政策部局において意識して公表することを求めるより仕方がないのではないか。

特性に重点を置く調査の必要性として、既存の伝統的な業種についてはイメージしやすいのに対し、サービス産業のような新たに発展してきた業種については実態がなかなか分からない。その実態の分からない業種について実態を明らかにし、国民に的確な情報提供を行うことこそが至上命題であり、行政施策上の必要性が最優先ではないのではないか。業種を広げれば良いということではなく、特に重要なものに限定し、産業特性に重視した調査をすべきではないか。

当部会審議の役割・意義として、本調査計画が国民の視点から見て、大きくズレていないか、専門的見地から適当か否かチェックすることであり、方法論に特化した議論をすべきではないか。

今回部会の審議の位置付けとしては、 )平成 20 年の調査計画案の審議、 )サービス産業に関する統計調査を実施し情報収集する際に、その在るべき姿としてどのような方向性が考えられるかを検討することにあるものとする。

一昨年及び昨年と多くの回数にわたって部会審議を積み重ね、その結果、徐々に、本調査が在るべき姿に近づいていると実感しているが、それだけ検討すべき課題があるということではないか。

サービス業の生産工程の核心の実態を把握するための各業種の特性に係る調査事項の設定については容易ではないが、今回、アウトソーシングの状況やIT化への対応、就業の実態について一部捉えられるよう変更されている点において、少しずつではあるものの、サービス産業の特性を把握する努力をしているものと評価できる。次回調査以降に向けて、さらに改善が図られ充実されることにより、より実りの多い情報を得ることが可能になる。本調査については、それだけ世の中の期待が大きい統計調査であるということを調査実施者としても認識し、大いに努力して欲しい。

経済センサスの実施以降、本調査の調査方法を変更することを前向きに検討したいとの調査実施者からの回答は重要な点である。

経済センサスで得られた情報を基にすれば、今までと違った調査の仕組み・設計が可能であり、新設の事業所・企業の捕捉ができれば、本調査は、各業種の特長について深く実態を捉える調査として、また、毎年調査することで動態的な変化を捉える調査としての両面に応える調査となりうるものと考えます。また、主産業以外も捉えることが可能であり、事業所・企業の規模等を売上高で捉えることができることになると、どの規模を区切りとして全数調査又は標本調査を行うかの検討も可能になる。

大規模な事業所は様々な種類の事業展開を行っていることが多く、生産性の向上にも寄与しており、サービスの生産工程の小さな事業所とは異なる形を採っている状況にかんがみれば、将来的には両者において調査事項に精粗があっても良いのではないかと考えます。

## 「2 調査対象業種の追加」について

本調査の必要性としては行政施策上の必要性が最優先であり、その施策のために 28 業種まで拡大しなければならない点は十分理解できるが、本調査の性格に照らし、今回調査が全数であることはやむを得ないとしても、将来的にどうするか。今後、継続的に調査を行うに当たっては標本調査化等の検討が必要不可欠である。

追加業種である 10 業種の選定理由について質問があり、これについて、調査実施者からは、経済成長戦略大綱の指摘等を踏まえ、従来から全国的に売上高が非常に大きな対事業所サービスを優先に拡充を図ってきたところであり、その売上高の高い業種から順番に対象業種を選定しているが、平成 21 年調査からは残りの対個人サービスについて業種拡大を行いたいとの説明があった。

サービス産業分野における経済産業省所管の業種については、拡充予定の 28 業種により網羅することになるのかとの質問に対し、調査実施者からは、日本標準産業分類の小分類ベースではおおむね網羅されるとの回答があった。

以上のような意見を踏まえ、今回 10 業種を追加することについては、行政目的に沿ったものであり、また、追加業種の選定に当たっては、売上高の規模が大きく、これまでの対事業所サービスを中心として整備してきた考え方に沿うものであり、適当とされた。

また、追加業種のうち、音声情報制作業等 4 業種について企業単位で調査することについては、既存の調査対象業種である映像情報制作配給業等と同様に、事業所単位では売上が立たない、あるいは事業所単位で売上は立つものの本社で一括管理されているために事業所単位では記入困難などの実態を踏まえたものであり、適当とされた。

## 「3 調査事項」について

サービス産業の生産性を把握する手段が未だに明確でない現状において、その生産性を把握する観点からみて適当かどうかを論点として議論することは困難である。

調査実施者からは本調査がサービス産業の生産性を把握する上で重要な役割を担うようになってきたとの説明があったところであり、相当時間を要する重い検討課題とは思いますが、その目的・役割に照らして調査事項が適当なものとなっているか、今後の課題として残しておく必要がある。特に、経済センサスの実施以降、本調査について、生産性を各業種の特性の違いに合わせて捉えることが可能な調査となってもらうためにも重要な視点と考える。

前回部会での意見を踏まえ、調査実施者から、物品賃貸業に係る4種類の調査票において、新たなリース会計基準の適用前後における所有権移転外ファイナンス・リース取引の実態が把握可能となるよう、また、営業費用についてもファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区分して把握可能となるよう調査項目の追加を行う案が示されたが、これについては、長年の懸案だったファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別して情報が得られるようになるなど、SNA推計の面からも評価できるものとして、適当とされた。

なお、調査事項については、まだ十分に審議し尽くせなかったことから、引き続き、次回部会で審議することとされた。

## 6 今後の予定

今回は4月4日(金)に開催し、調査事項や調査方法、集計事項など改正計画案に係る残りの論点について審議を行い、その後、答申骨子案についても審議することとされた。